

佐賀県職業能力開発促進法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年 6 月27日

佐賀県知事 古 川 康

◎佐賀県条例第43号

佐賀県職業能力開発促進法施行条例の一部を改正する条例

佐賀県職業能力開発促進法施行条例（平成23年佐賀県条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(手数料の減免)</p> <p><b>第9条</b> 知事は、前条第1項の表第4号の中欄に掲げる手数料（実技試験に係る手数料に限る。）については、2級又は3級の技能検定試験を受験する者で次のいずれかに該当するものに対して、実技試験の手数料の額に4分の3を乗じて得た額（100円未満の端数があるときは、10円の位を四捨五入して得た額）を減額することができる。</p> <p>(1) <u>公共職業能力開発施設、職業能力開発総合大学校又は認定職業訓練を行う事業主等が設置する職業訓練施設（以下「認定職業訓練施設」という。）の訓練生（短期課程の普通職業訓練又は専門短期課程若しくは応用短期課程の高度職業訓練を受けている者及び認定職業訓練施設の訓練生で就職しているものを除く。以下「公共職業能力開発施設等の訓練生」という。）</u></p> <p>(2) 略</p> <p>2 2級の技能検定試験を受験する者のうち、<u>県外に所在する公共</u></p>	<p>(手数料の減免)</p> <p><b>第9条</b> 知事は、前条第1項の表第4号の中欄に掲げる手数料（実技試験に係る手数料に限る。）については、2級又は3級の技能検定試験を受験する者で次の各号のいずれかに該当するものに対して、実技試験の手数料の額に4分の3を乗じて得た額（100円未満の端数があるときは、10円の位を四捨五入して得た額）を減額することができる。</p> <p>(1) <u>公共職業能力開発施設又は職業能力開発総合大学校の訓練生（短期課程の普通職業訓練又は専門短期課程若しくは応用短期課程の高度職業訓練を受けている者で職に就いているものを除く。以下同じ。）</u></p> <p>(2) <u>認定職業訓練を行う事業主等が設置する職業訓練施設（以下「認定職業訓練施設」という。）の訓練生（職に就いている者を除く。以下同じ。）</u></p> <p>(3) 略</p> <p>(4) <u>職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成23年法律第47号）第4条第1項の規定により認定された職業訓練（以下「求職者支援訓練」という。）を受けている者</u></p> <p>2 2級の技能検定試験を受験する者のうち、<u>次の各号のいずれか</u></p>

改正前	改正後
<p>職業能力開発施設等の訓練生又は高等学校等の在校生（以下「<u>県外施設訓練生等</u>」という。）で、県外に居住しているものについては、前項の規定は適用しない。</p> <p>3・4 略</p>	<p>に該当する者（以下「<u>県外施設訓練生等</u>」という。）で、県外に居住しているものについては、前項の規定は適用しない。</p> <p>(1) <u>県外に所在する公共職業能力開発施設又は職業能力開発総合大学の訓練生</u></p> <p>(2) <u>県外に所在する認定職業訓練施設の訓練生</u></p> <p>(3) <u>県外に所在する高等学校等の在校生</u></p> <p>(4) <u>県外において行われる求職者支援訓練を受けている者</u></p> <p>3・4 略</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。